

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2021.Sep
Vol.36

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第36回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

玄海原発の廃炉を目指す私たちの裁判は、広島に原爆が投下された日から76年目の8月6日、佐賀地裁で第36回口頭弁論が開催されました。裁判は、1万人を超える大原告団で、九州電力と国を被告にして、提

訴から10年目を迎えています。今年3月18日水戸地方裁判所は避難計画の不備を正面から取り上げて原発の運転差止めを命じる初めての判決を下しています。原発は事故を起こすものであるという認識が裁判所に共有されていることを示すもので、玄海原発の安全性のなさを検討する上でも重要な判決です。

原発ゼロを求める私たちの闘いは着実に前進しています。

ところで、原子爆弾と原発の関係言えば、原発を運転すればするほど、原子爆弾(核兵器)の材料となるプルトニウムが生成されます。日本にはすでに原爆6000発分のプルトニウムがあるとされています。日本政府は未だ批准していませんが、今年1月、国連で採択された核兵器禁止条約が発効しています。

世界から核兵器を全廃する運動にも連帯してこれからも頑張ってください。

第36回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



原告側は準備書面79、80を陳述しました。79は、新規制基準の問題点を整理しました。重要な対策であるのに規制が見送られている点、新たな自然現象や知見への対応が見送られている点、規制委員会が訴訟対策をするという点などです。また、80では、従来から主張している避難計画に実効性がない点について、新規制基準による審査がない点だけでなく、現行法上、原子力災害対策特措法においても違法であることを指摘しました。

九電は、①玄海1・2号機の廃炉措置を確実に進めてお

り、廃止措置中の安全確保をしている、②原告が主張する「ばらつき」は九電は地域的な特性を反映させた不確かさで十分考慮しており、ばらつきを考慮していないとの原告の批判は当たらないと主張しました。

国は、①設置基準規則のうち、電源設備、使用済み燃料貯蔵施設の規制に不適切な点はない(非常用電源設備の多重性・独立性、耐震重要度分類等)、②立地審査指針を現在用いないことは、避難等についても特別措置法で充実強化されているから不合理な点はないと主張しました。

国の②については、玄海での避難のあてはめにおいて、原告側から次回反論することになります。

目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント	1
第36回準備書面79	2-3
第36回準備書面80	3-4

唐津市原発避難訓練資料で公開質問状	5
玄海間マネー問題は検察審査会に	6
団長コラム	7
今後の日程等	8

B R I E F

準備書面79 (概要)

—新規制基準の不合理性についての観点、整理—

福島第一原発事故は、科学技術先進国である日本で発生したことに人々を驚愕させました。広く一般には、日本の原発は安全であるという安全神話が信じられていたからです。

その安全神話ですが、事故の様相が明らかになるにつれ、安全性を支えていたと信じられていた原子力規制の実態が、専門性の欠如等の理由から規制当局が規制される立場の東京電力の「虜」となり、安全対策が先送りにされ、事業者の自主対応に委ねるなど、およそ、過酷事故に対して無防備な状態であり、国民の安全を守るには程遠いレベルに甘んじていたことが明らかになっていきました。

国会事故調査報告書では、「事故の根源的な原因は、2011年3月11日以前に求められる。」「3.11時点において、福島第一原発は、地震にも津波にも耐えられる保証がない、脆弱な状態であったと推定される。」「事業者である東京電力と規制当局が、それまでに当然備えておくべきこと、実施すべきことをしていなかった。」と指摘しています。

日本では、福島第一原発事故を経験するまでは、原発の安全性に対する国民全体の関心が高いと言える状況ではありませんでした。しかし、事故後は、原発の危険性や、その存在意義が議論され、国民の重大な関心事となりました。

こうした大きな環境の変化のもと、日本では、ドイツのように脱原発の道を選択せずに、原発を維持させるため、原子力規制の在り方を見直しました。

その趣旨・目的は、「もう二度と福島第一原発事故をおこさない」という国民共通の認識のもと、福島第一原発事故の反省に立ち、常に事故の発生を

想定すること、国民の生命と健康を確保するために確立された国際的な基準を踏まえること、事故の防止に最善かつ最大の努力を中立公正な立場から行っていくことなどが確認されています。

ところが、その後に原子力規制委員会によって制定された新規制基準やその適合性審査は、事故以前よりも改善が見られるものの、未だに安全性の追求よりも発電事業者の経営の維持が考慮され、安全性の確保に最大限の努力が払われているとは言い難い内容となっています。

また、原子力規制委員会には、安全性の確保のために中立公正な振る舞いが求められますが、同委員会発足後に原発の差止めを認めた司法判断が誤りであるとして、同委員会の権限外の行為であるにもかかわらず、「新規制基準の考え方」という訴訟対策の文書を、公然と、国や発電事業者のために公表・提供しています。

このような状態は、福島第一原発事故後に改正された法の趣旨・目的に反し、原子力規制委員会に与えられた裁量権を逸脱・濫用するものです。

これまで、原告らは、こうした新規制基準の問題点について、主張してきたところですが、改めて準備書面79では、

- ①重要な対策であることが明らかであるにもかかわらず規制要件への取り込みが見送られている問題点
- ②新たな自然現象や知見への対応が放置されている問題点
- ③かつての規制内容・規制運用からの後退が認められる問題点

④期限の猶予や性能低下の容認といった規制の後退の問題点

⑤原子力規制委員会による権限外行為である訴訟対策の問題点について、整理して主張しています。

具体的には、

外部電源の耐震性能強化という課題を、高いコストを要することを理由に規制基準に取り込まずに、放置していること、

緊急時対策所について、免震構造から、より性能の低い耐震構造への変更を容認する問題点

かつては審査されていた「立地審査指針」を事実上、廃止して、既存の原発立地が否定されることを回避している点、

広島高等裁判所による決定を覆すため、規制委員会がその専門性を離れて社会通念に関する判断をおこない、自ら策定した火山ガイドを死文化させる文書を作成・公表するという問題などです。

上記の問題点について、原子力規制委員会が作成した「新規制基準の考え方」という文書が、「主

張」としてではなく、裁判所が判断する前提となる「証拠」として提出されています。

その内容には、問題があることは、これまで主張してきたとおりです。

ところが、これまでの裁判例のなかには、この「新規制基準の考え方」が「原子力規制委員会がそのように結論付けている」という理由だけで安易に「証拠」として採用され、国や発電事業者に有利な事実認定が行われている例が散見されます。

このような判断は、裁判所が単に行政の判断に追従するだけの立場に甘んじるものであり、裁判所に求められる役割を放棄するものに他なりません。

裁判所におかれては、原子力規制改革の趣旨・目的と、実際の原子力規制の運用状況が大きく乖離して、裁量権の逸脱・濫用がみられる現在の状態では、玄海原発の安全性の確保に最大限の努力が尽くされておらず、原告らの人格権を侵害する具体的危険性があることを認定いただきたいと思えます。

B R I E F

準備書面80 (概要)

— 避難計画の実効性は原子力災害対策特措法で要求されている —

1 はじめに

前回期日の更新弁論にて、原告らは、避難計画が備わっているかどうかは、原発過酷事故の際に、この避難計画で住民らの生命身体は守られるのか、安全にすべての住民が避難できるのかという、自

然科学的判断を要しない通常的事実認定の問題で、司法にはその判断が求められていると申し上げました。

今回、準備書面80では、司法判断をしていただくにあたり、避難計画に関する争点を明確化すると

もに、実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられていない状況下で原子力発電所の運転を認めることは、周辺住民に対し人格権侵害の具体的危険性を生じさせるものであるということを論じています。

2 避難計画に関する争点

これまで行ってきた原告の避難計画に関する主張は、①避難計画は深層防護の第5の防護レベルに当たるものであるから、避難計画における審査を欠く新規制基準は不合理であるという主張に加え、②新規制基準の不合理性とは別に、避難計画の実効性について司法判断が下されるべきであり、本件では実現可能な避難計画及びこれを実行する体制が整えられていない状況下にあるから、人格権侵害の具体的危険性が生じているという主張です。

対して、これまでの被告の反論は、新規制基準の不合理性についてのみなされており、避難計画の実効性については特段反論がなされていないようです。

そこで、再度、避難計画の実効性に関する判断基準について、原告の主張を整理しました。

3 避難計画の実効性に関する判断基準

まず、国内法上も、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することで、発電用原子炉の安全性を図るものとするという建前が取られています。これは、原子力規制法2条2項が、原子力利用の安全確保については、確立された国際的な基準を踏まえるとしていることから言えることです。

そして、深層防護の第5の防護レベルというのは避難計画を含みますが、避難計画については、原子力規制委員会による許認可の際の審査を受けませ

ん。原子力規制委員会は、避難計画等の第5の防護レベルについては、別途、国や地方公共団体、原子力事業者等が実行可能な避難計画等の策定や訓練を通じた検証等を行って担保されているとの理解に立っています。

そのため、避難計画等の第5の防護レベルが十分であるかは、原子力規制委員会による判断とは独立して、司法審査の対象になります。

4 第5の防護レベルの安全対策に関する判断基準

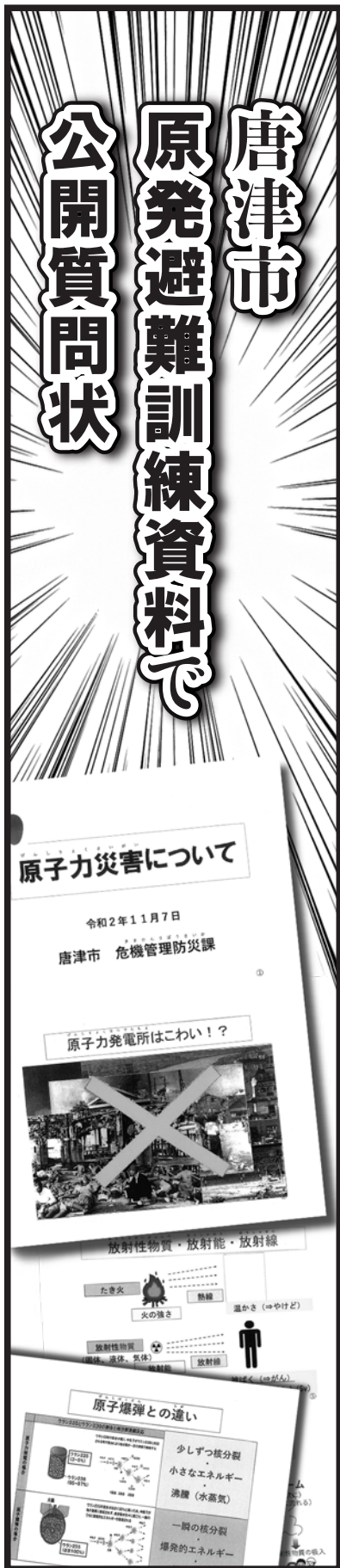
そして、第5の防護レベルが十分であるかの司法審査にあたって、いかなる避難計画が求められるかについては、少なくとも、現行の法体系上、深層防護の第5のレベルに相当する事項を定める原子力災害対策特別措置法の規定を順守する必要があります。

そうすると、原子力災害対策指針が定める、原子力災害対策重点区域としてPAZとUPZを設定し、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に区分し、PAZ、UPZ、さらにはUPZ外それぞれについて、段階的に行うべき防護措置の準備ないし防護措置を定めるという枠組みにおいて、段階的避難等の防護措置が実現可能な計画及びこれを実行し得る体制が整っていないはずではないはずで

5 さいごに

このような原子力災害対策指針による避難計画が整っていない状況下で原子力発電所を稼働させることは、周辺住民に対し、人格権侵害の具体的危険性を生じさせるものというべきです。

ゆえに、原告らは、避難計画および避難体制の実効性、実現可能性についての適切な司法審査を求めます。



発端は本年(2021年)7月25日の朝日新聞のスクープで、唐津市が玄海原発の重大事故を想定した昨年11月の避難訓練の際、広島の被爆者の写真に大きく×印を付けたスライド説明資料を用いたというものです。これは被爆者を侮辱するゆゆしいことですが、報道を知った唐津市は広島の被爆者団体に電話で謝罪し、市のホームページにも掲載して事態の収束を図りました。

しかし唐津市民には直接詳しい説明や謝罪をしていません。しかもこの説明資料には、この問題の他にも、とんでもないことが多数書かれていました。

第一に、原発は怖くないというトーンで一貫していることです。怖くないのなら、なぜ避難訓練が必要なのか矛盾しています。つまり、過酷事故が起きた場合の被害の甚大性を全く説明していません。

第二に、放射線障害を過小に説明しています。被曝線量が25mSv以下では健康影響がないと説明していますが、放射線障害に閾値(これ以下なら無害になる値)はないと

いうのは通説です。

他にも、医療や航空機での被曝量などを示して、それらと比べたら大したことではないとか、実効性のある避難計画が策定されていないのに、「パニックにならずに行政の指示を守って」と説明していますが、適切な指示が出るとはとうてい期待できません。

総じて九州電力の代弁者のような説明態度に終始しており、唐津市民の健康と安全を守るという立場に立っていません。

このようなことから、当原告団・弁護団では公開質問状を作成し、他の諸団体にも呼びかけて唐津市に抗議行動を8月19日に行いました。当日は十数名の市民が集まり、玄海原発反対!からつ事務所と原発なくそう!九州玄海訴訟原告団・弁護団の連名の公開質問状と、玄海原発対策住民会議から質問・抗議文が提出されました。危機管理防災課長らに対応し、2週間以内に回答する事となりました。これらの様子は多数のマスコミが取材し報道してくれました。



玄海闇マネー問題は 検察審査会に

佐賀・玄海町
脇山伸太郎町長

染谷 孝 (玄海原発マネーの不正をただす会共同代表)

玄海町長を政治資金規正法違反容疑で告発した件で、佐賀地方検察庁から不起訴処分が出され、これを不当として佐賀検察審査会へ8月20日に申立書を提出しました。

この事件は昨年(2020年)1月22日、原発関連企業の株式会社塩浜工業(福岡県敦賀市観音町)の関係者から当選直後の脇山伸太郎玄海町長が100万円と言われる金員を受領したと発覚したことに端を発します。しかし同年2月3日、脇山町長は「辞任すべきという声は間接的にも聞かなかった」と続投を表明しました。しかも、県内外の原発問題に取り組む16の市民団体が提出した緊急要請質問書に対して脇山町長は3月6日、「既に説明責任は果たした」と回答しました。

このような責任逃れに終始する脇山町長に対して、当原告団の会員を含む有志が結集して「玄海原発マネーの不正をただす会」を発足させ、弁護士の助言の元に政治資金規正法違反として4月22日に告発人455名の署名とともに告発状を佐賀地方検察庁へ提出しました。

その後、佐賀地方検察庁からの要請もあり、修正版を8月21日に提出しました。このとき、全員の署名を取り直すことは難しかったので、染谷を含む代表者6名を告発人とし、追加署名とあわせて

502名を告発賛同者としました。さらに11月16日に再度の修正版を提出し、これが翌2021年1月21日に正式受理されました。

政治資金規正法では個人が政治活動に関する寄附を受け取ることを禁じ、寄附を受けた場合には、その詳細を後援会の会計責任者に報告する義務があり、これらに違反しています。

しかし6月22日、嫌疑不十分として不起訴処分が出されました。この問題は巨大利権である原発をめぐる闇マネーの氷山の一角であり、不起訴のままでは真相は依然闇の中であることから、検察審査会に申し立てることとしました。

今後検察審査会では、国民から選ばれた11名の検察審査員が、起訴相当(すぐに起訴)、不起訴不当(さらに詳しく捜査すべき)、不起訴相当(おとがめなし)のいずれかの裁決を出すこととなります。市民の曇りのない目による適正な判断を期待しています。

いずれにせよ、原発マネーをばらまく側と受け取る側に、今までの活動は大きな圧力となってきたに違いありません。記者発表にはマスコミは毎回多数集まってくれて、町長側にもその都度取材しています。市民が監視している、変なことは許さない、という圧力を原発推進側に与え続ける効果は多分にあると確信しています。

加速する時代の変化(5) 地球を取り巻く温暖化ガスと放射能汚染



脱炭素脅かす緑のボトルネックの紹介

世界経済が再開される中、モノの供給不足と物価の高騰がありとあらゆるものに影響をあたえている。注目すべきは、希少金属の供給不足や土地の制約と供給サイドの問題だ。今や世界の国内総生産と温暖化ガス排出量の70%強を占める国のほとんどが2050年までに排出量を実質ゼロにする目標を掲げている。多くの資源が突然に環境投資に向けられるようになったことで市場に様々な問題とボトルネックが生じている。

原材料の需要が急増し(この1年間で2.39倍:EVや送電線の生産に必要な鉱物7種類の価格)、投資家は規制当局の承認が得られた限られた数のプロジェクトに殺到している。20年代は、再エネの研究開発がほぼ終わった段階の技術を普及させる10年間として、多額の資金(約35兆ドル:世界の現在の運用資産総額の3分の1に相当)を投資する。

この間、各国政府が送電網などの主要インフラの建設や研究開発を支援することは不可欠である。その際、各国政府が最優先すべきは2つの方法で民間投資の拡大を促すことだ。第1は投資計画の実施に伴う規制緩和だ(現在鉱業開発の承認を得るのに必要な年数の世界平均16年)。第2は各国政府が企業や投資家が抱えるリスクの面から支援することだ。電力の最低価格を保証するなど、先進各国は途上国の投資を増やすべく低金利で融資する義務を負う。だが、カギを握るのはカーボンプライシング(炭素の価格付け)の制度の普及である。実現出来れば企業は日々、価格の要素を組み込んで様々な意思決定を下せるようになる。起業家や投資家も長期的見通しを立てやすくなる。カーボンプライシングは再エネ由来の脱炭素化の理論の出発点である。

参考文献 日経新聞:英エコノミスト誌の記事翻訳

再生エネ比率と炭素排出量

脱炭素の実現に向けて、カーボンプライシングの導入が世界に広がっている。炭酸ガス排出量に応じて企業や家庭に税金を課す「炭素税」や炭酸ガスを多く出す企業が、減らした企業からお金を払って排出枠を買い取る「排出量取引」である。需要と供給の原理を使い効果的に温暖化ガスを減らせる。

	電力1KW時使用当たりの炭素排出量	総発電量に占める再生エネの割合
日本	434グラム(19年)	18%(20年) 石炭、原発事故
米国	420グラム(19年)	25.4%(20年) シェールガス、石炭、原子力
ドイツ	406グラム(18年)	42%(19年)
欧州	287グラム(18年)	34%(20年)
スペイン	276グラム(18年)	47.2%(20年) 風力
英国	187グラム(19年)	42%(20年) 原子力
フランス	54グラム(18年)	25%(18年) 原子力

上記の表に記された国々は「50年度に温暖化ガスゼロ」を目指す脱炭素先進国である。ただし日本は、大量の石炭依存と福島原発事故の影響に問題があり、脱炭素先進国とは言い難い。日本政府は新エネ計画の原案の最後に「原発について安全を最優先し、可能な限り依存度を低減する」と記した由縁である。されど、国民の大多数は、戦後70年間にわたって原子力の放出する放射能が地球を汚染してきたことを如実に経験している。

米国、英国、フランスは中国、ロシアと共に国連の理事国として核兵器を所有し、核抑止力によって世界の平和を維持していると標榜している。ソ連の崩壊後、米ソの地域的対立はなくなり、世界のいたるところで米中の経済的、軍拡的対立が進んでいる。スリーマイル島原発事故(1979年)、チェルノブイリ原発事故(1986年)を忘れてはならない。

参考文献 日経新聞:高村ゆかり「脱炭素へ社会経済抜本変革」



復興五輪と銘打ったカラクリは福島第一原発事故終結と事故の矮小化狙いでしたが、もの見事に失敗に終わりました。

風前の灯火である菅政権は、石油から再エネという新たなエネルギー政策の転換過程に保守政権の維持・存続をなんとか見出そうと躍起になっています。

そこには安全性を犠牲にした老朽化した原発の運転延長を強行するなど、国民のいのちと暮らしを置き去りにし、原子力産業界の利益を優先する動きと連動しています。最近では、

福島第一原発の汚染水をめぐって、海底トンネルを新設して沖合放出の方針を打ち出し、これに風評被害対策を講じて、地元福島県民をはじめ国民の非難をかわそうとしています。

菅政権には未来はありません。政府や官僚が描く解決策はまったくあてにはならないことは国民がすべてお見通しであります。コロナ禍で私たちの生活が困窮を極めている中、総選挙が間近に迫っています。今こそ審判を下すときではないでしょうか。

(事務局談)



今後の日程



第38陣追加提訴のご案内

2021年 9月30日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※今回の締め切りは9月24日(金)午前

第39陣追加提訴のご案内

2022年 1月20日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※今回の締め切りは1月14日(金)午前

第37回裁判のご案内

※集合場所が変わります

2021年 10月29日(金)

13:30 エスプラッツ3Fホール集合
14:00 進行協議(佐賀地裁)
15:00 口頭弁論(佐賀地裁)
模擬裁判・報告集会 会場/
エスプラッツ3Fホール(佐賀市白山2-7-1)

第38回裁判のご案内

2022年 2月18日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議(佐賀地裁)
15:00 口頭弁論(佐賀地裁)
模擬裁判・報告集会 会場/
佐賀県弁護士会館

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川照

発行日/2021年9月5日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123